PTAのしおり

－目次－

Ⅰ.　第二葛西小学校PTA組織図……1
Ⅱ.　PTAの活動内容……2
Ⅲ.　役員・委員・係の主な仕事……3
Ⅳ.　役員・委員・係の選出……5
Ⅴ.　江戸川区のPTA組織……6
Ⅵ.　PTAは地域と共に……7
Ⅶ.　PTA活動中の傷害・損害補償について……8
Ⅷ.　規約・規程……10
　第二葛西小学校PTA規約……10
　役員・会計監査推薦に関する規程……15
　慶弔規程……16
資料……17

Ⅰ．第二葛西小学校PTA組織図

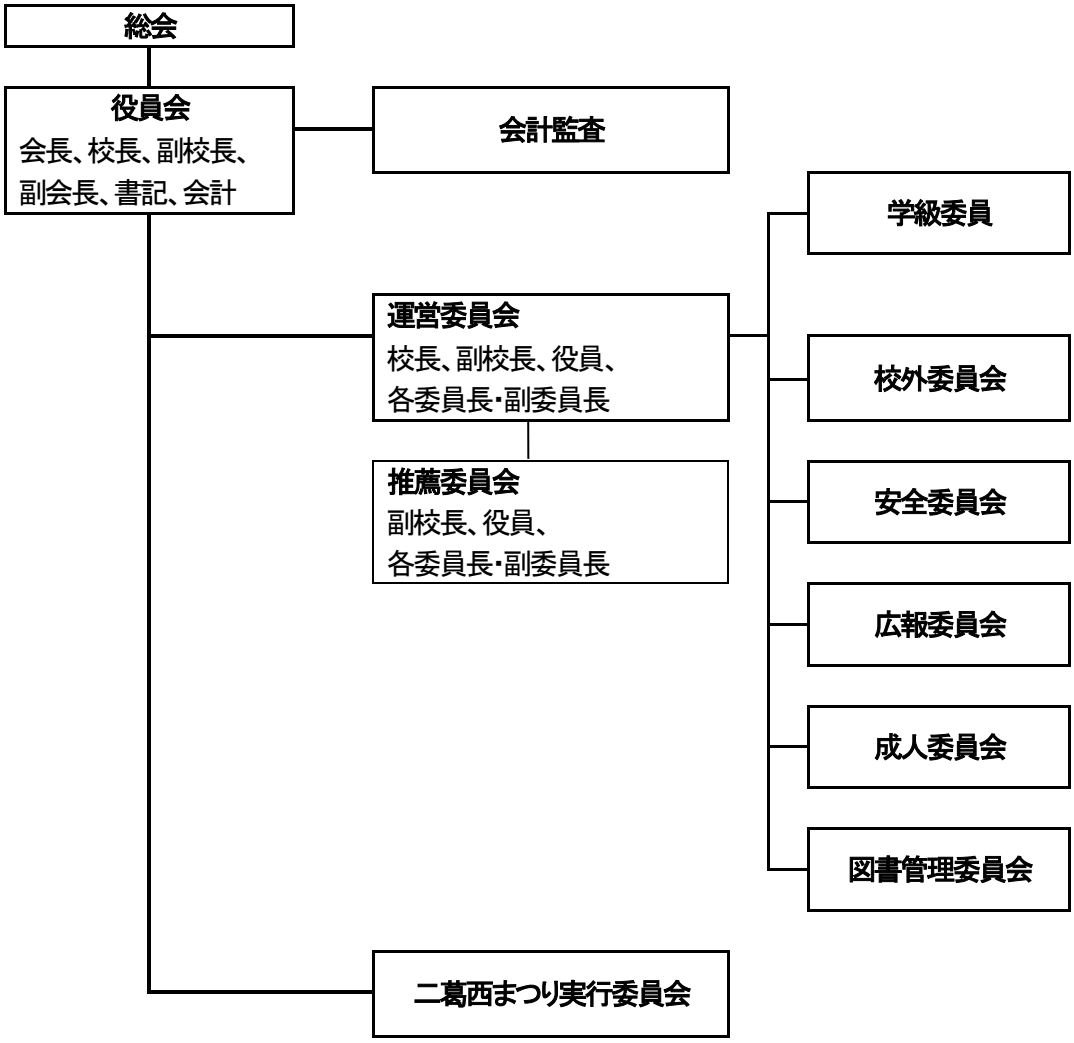

Ⅱ．PTAの活動内容

総会	運営委員会	役員会
役割:決定機関	役割:実施機関	役割:協議機関
開催頻度:年2回	開催頻度:随時	開催頻度:随時
内容: ・ 決算報告 ・ 予算案の承認 ・ 活動報告 ・ 新役員、会計監査の承認 ・ その他重要事項の承認	内容: ・ 総会提出議案の決定 ・ 行事企画、準備についての協議・決定 ・ 各委員会の行事への協力、日程調整 ・ 児童、地域、学校の問題に関する意見交換、情報交換	内容: ・ 新年度の活動計画および予算案等の作成 ・ 総会資料の作成 ・ 地域、地区との連携 ・ 学校行事等の補助 ・ 歓送迎会の準備 ・ PTA主催行事の企画と実施 ・ PTA連合協議会行事への出席、協力 ・ 青少年育成地区委員会への委員の派遣、協力、行事への参加 ・ 運営委員会便りの発行

毎年実施しているPTA関連事業

4月	運営委員勉強会	10月	6年生区体育大会応援
5月	定例総会 運動会 二葛西まつり実行委員会発足	11月	二葛西まつり
6月	赤十字献血協力	12月	
7月	東葛西中学校地域教育推進委員会	1月	赤十字献血協力
8月	漢字検定	2月	
9月	南小P連球技大会 バズディスカッション	3月	定例総会 会計監査
適宜実施する事業: 一斉美化運動、子ども110番、あいさつ・安全見守り運動、講演会、施設見学会 給食試食会、五校会、セミナー、中央研修会、集団回収			

※開催時期は年度により変更されることがあります

Ⅲ. 役員・委員・係の主な仕事

役員会	会　長	ＰＴＡを代表して会を治め、関係団体の会合、行事に出席。
	副会長	会長を補佐し、会長不在の時の代行。
	書　記	会議の議事録、活動記録等庶務全般を担当。
	会　計	会費の収納、収支決算等の会計事務全般を担当。

会計監査	会費が正当に支出され運営されているかを監査。

学級委員	学級委員長 学級副委員長	随時、運営委員会出席および運営委員としての仕事。 集団回収袋の交換。 本部推薦担当と共に次年度の本部役員候補を推薦。 学級の係とりまとめ。
専門委員会	校外委員会	あいさつ・安全見守り運動当番表の作成。
	安全委員会	ぴよぴよマーク点検。
	広報委員会	教職員、運営委員会の紹介、各種行事の取材特集記事等により ＰＴＡ広報紙「くずわかば」を年間２号程度発行。
	成人委員会	構成員のための各種講習会参加。 漢字検定の運営のお手伝い。
	図書管理委員会	メディアコーナーの整理整頓。 各学級の図書選定。

※上記以外にＰＴＡセミナー等、勉強会への参加あり。
※委員の人数はその年によって変動あり。

実行委員会	二葛西まつり実行委員会	二葛西まつりの企画・運営・実行。 その年毎にテーマを考え、地域の人々との連携をふかめながら、活力に満ちたイベントを展開。 バザーの企画・開催。
	その他実行委員会	必要に応じてその他実行委員会を開催。

※実行委員会の人数はその年によって変動あり。

Ⅳ. 役員・委員・係の選出

１．役員・会計監査の選出

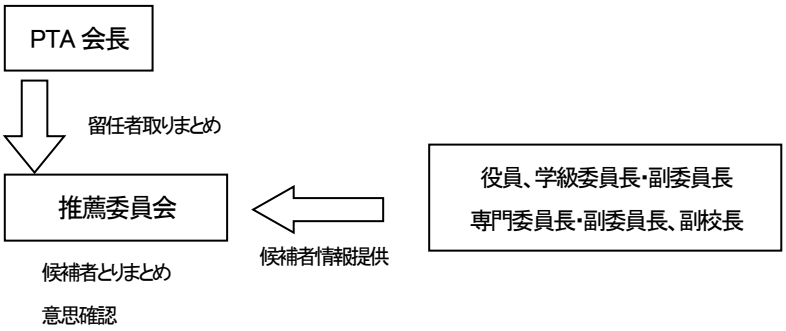

２．各種委員の選出

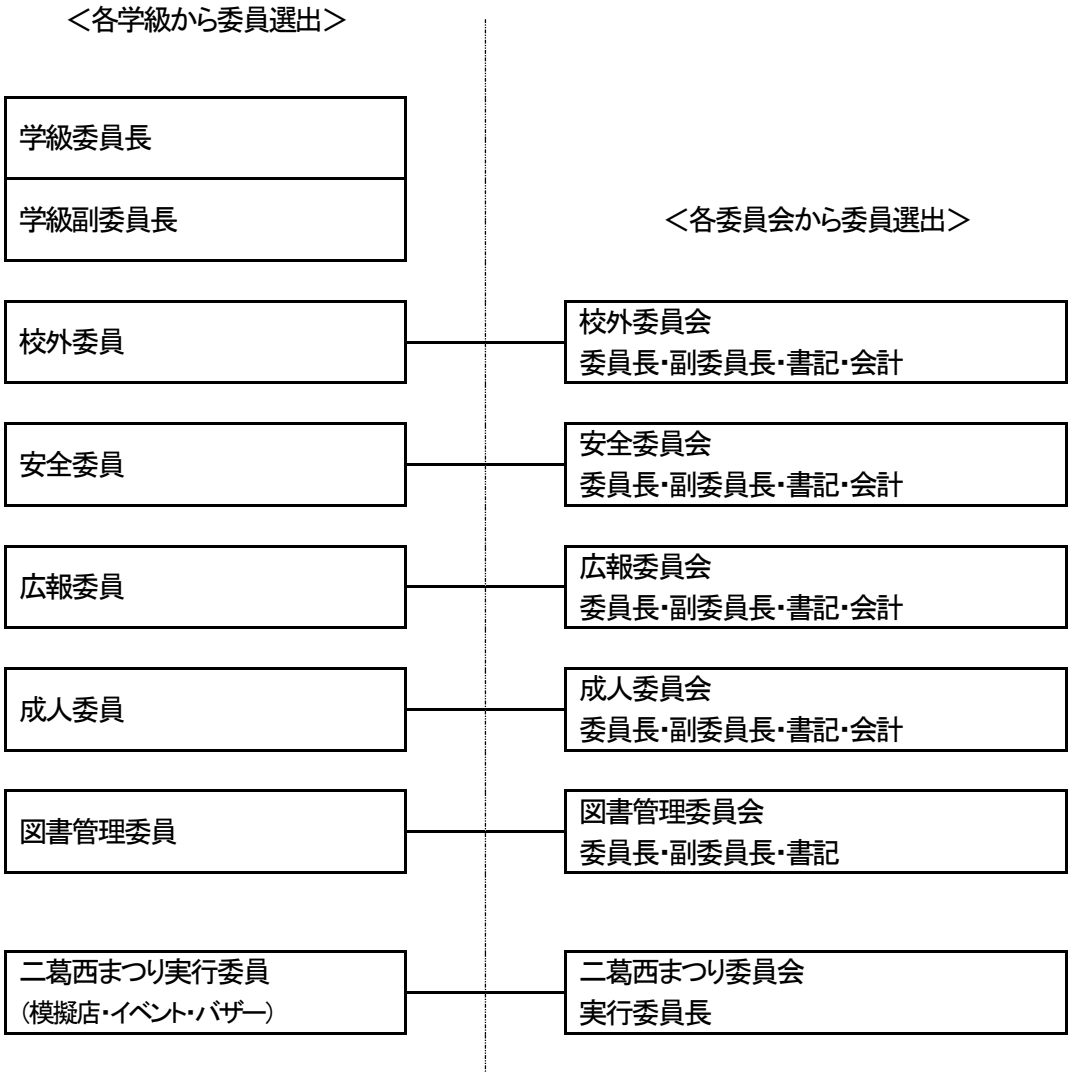

Ｖ．江戸川区のＰＴＡ組織

江戸川区のPTAは、各学校PTAを単位として地区毎にまとまり、さらに全体として連合体となっています。
組織および活動等は、下図の通りです。

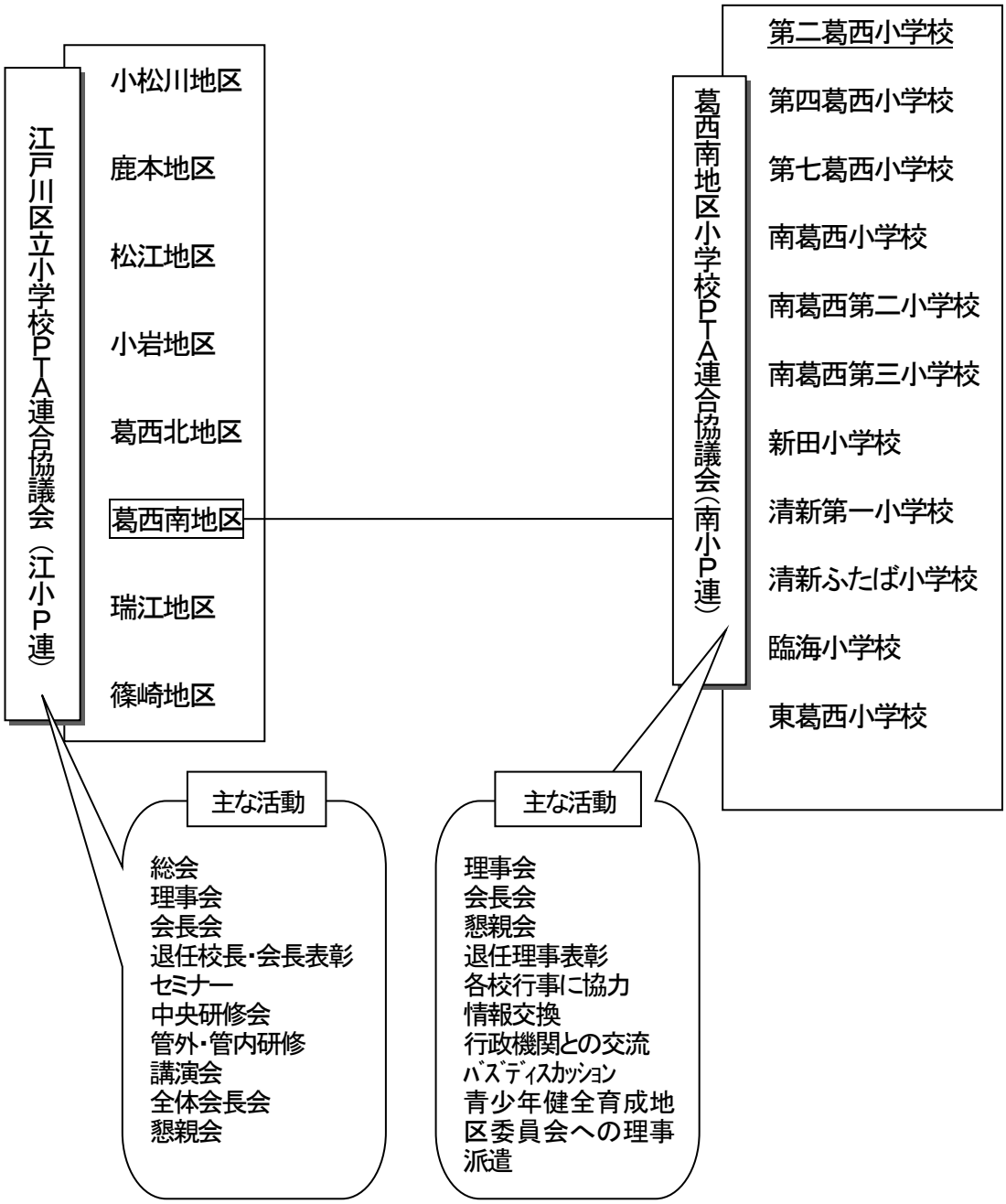

Ⅵ. PTAは地域と共に

PTAは活動するにあたって、学区域内外を問わず、いろいろな地域の方々のご協力を頂いています。 学区域内では、下記の町会・自治会・青少年委員会等の役員の方々に、行事への参加、協力頂いています。

- 長島町会
- 雷町会
- 仲町町会
- コミニティー5
- 東葛西第一住宅自治会
- その他自治会・子供会
- 青少年育成葛西地区委員会
- 青少年育成葛西第二地区委員会
- 葛西地区暴走族対策連絡会

子供たちを健全に育成していくためには、地域全体で取り組むことが必要です。

PTAが地域と関わっていくということは、私たち親が地域とどのように関わっていくかということです。 地域の行事には、ぜひ積極的に参加してください。

《顧問会》

PTAの歴代会長で構成されている会で、PTAおよび学校行事への支援を目的としています。会運営上のアドバイス、地域との連携等経験を生かした協力を頂き、PTAの大きな力となっています。

《地域中学校との交流》

学区域の中学校とは、次のような情報交換が行われています。

・東葛西中学校地域教育推進委員会……小学校・町会・自治会・警察・保護司・民生委員、児童委員、青少年委員

・五校会……東葛西中学校・第二葛西小学校・第四葛西小学校・南葛西第二小学校・東葛西小学校

《おやじの会》

PTA構成員であるお父さん達が中心となって、夏休みのパトロールや、サマーキャンプ等を実施、また、PTA行事の支援をして頂いています。

Ⅶ. PTA活動中の傷害・損害補償について

PTA活動中に不慮の事故や、損害を被ったときの補償として、総合保障制度に加入しています。活動中事故に遭ってしまった場合や不明な点は、役員に連絡または相談してください。

◎制度のしくみ

本校PTAが主催(共催)する各種行事活動中生じた事故について、傷害補償制度(団体傷害保険)、賠償補償制度(賠償責任保険)で補償するものです。

◎被保険者

この団体が保険契約者になり、PTA構成員および児童が対象になります。

◎保険料

PTA1世帯あたり、年間約190円(PTA会費の中から一括して掛けています)

PTA団体傷害保険

1. 保険金の支払いを受けられる場合
   - PTAの管理下でPTA行事に参加している間に、構成員または児童が傷害を被ったとき。
   - PTA行事に参加するために、自宅と行事会場との通常の経路往復中に構成員または児童が傷害を被ったとき。

   (例)
   - PTAの一斉美化運動で清掃協力中、転倒負傷した。
   - 児童の登校時に旗振り当番中、交通事故で負傷した。

2. 支払われる保険金(事故から180日以内)

死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	90万円～300万円
入院保険金	一日に対し4, 200円
通院保険金(90日を限度)	一日に対し2, 800円

死亡保険金、後遺障害保険金は重複して支払いを受けられますが、保険期間を通じて300万円が限度となります。

3. 保険金が支払われない場合
   - 故意に起こした事故・自殺行為・犯罪行為
   - 地震・噴火・津波による事故
   - 危険なスポーツ(ハングライダー、登山等)をしている際の傷害
   - 無資格運転、酒酔い運転による傷害
   - 児童については、「日本体育・学校健康センター災害共済」により給付のある傷害(学校管理下および通学中における傷害)

PTA賠償責任保険

1. 保険金の支払いを受けられる場合
   PTA活動を行っている際に、PTA構成員または第三者に身体または財物に損害を与え、管理者として法律上の賠償責任を負った場合。

2. 支払いを受けられる保険金の限度

PTA行事中に発生した事故	対人賠償	1事故につき 免責金額1事故	3億円 1, 000円
	対物賠償	1事故につき 免責金額1事故	1, 000万円 1, 000円
PTA行事のために第三者から借用した財物の損壊		1事故につき 保険期間中 免責金額1事故	3, 000万円 3, 000万円 5, 000円
バザー等で販売した物品により生じた事故（食中毒も含む）	対人賠償	1事故につき 保険期間中 免責金額1事故	2億円 2億円 1, 000円
	対物賠償	1事故につき 保険期間中 免責金額1事故	1, 000万円 1, 000万円 1, 000円

3. 保険金の支払いを受けられない事故
   - 故意に起こした事故・犯罪行為
   - 地震・噴火・津波による事故
   - 自動車、車両による事故
   - 借用した物品の自然消耗等による破損または、貸し主に返却後30日を経過後に発見された破損

Ⅷ. 規約・規程

第二葛西小学校PTA規約

第一章　総則

第1条　（名称）

この団体は第二葛西小学校PTAとする。

第2条　（所在地）

この団体を次の所在地に置く。

東京都江戸川区東葛西 6-33-1

第3条　（目的）

1. この団体は第二葛西小学校におけるPTA活動を行うことを目的とする。
2. この団体は保護者と教員が協力して家庭、学校および地域社会における児童の幸せと健全な成長をはかるとともに、構成員相互の教養を高めることを目的とする。

第4条　（方針）

この団体は自主的・民主的団体で、前条の目的を達成するため次の方針に従って活動する。

1. 児童の幸せのために構成員の総意を集めて活動する。
2. 構成員の話し合いを盛んにし、相互の理解と親睦を深める。
3. 児童の教育ならびに福祉を目的とする他の団体および機関に協力する。しかし、支配および干渉は受けない。
4. 政治団体や宗教団体の活動には参加しない。また、営利を目的とする行為は行わない。
5. 学校の教育活動に協力する。しかし、管理、運営および人事には干渉しない。
6. その他、この団体の目的を果たすために必要な活動を行う。

第5条　（構成員）

この団体の構成員は、第二葛西小学校に在籍する児童の保護者、および第二葛西小学校に勤務する教職員をもって組織する。

第二章　会計

第6条　（経費）

この団体の経費は会費、およびその他の収入をもってあてる。

第7条　（会計の種類）

この団体の会計は一般会計と特別会計とに分ける。

一般会計は、この団体の日常活動に必要な全ての会計を処理する。

特別会計は、特定の目的を達成するためもので、総会の承認によって設けることができる。よってその資金は、他の目的のために使用できない。

第8条　（会費）

会費は、一世帯単位で会計年度の最初に一括で徴収する。

会費は年間2，100円とする。ただし、2学期転入の場合は1，400円、3学期転入の場合700円を徴収する。

会費の額は総会で決定し、変更することができる。

第9条　（会計年度）

この団体の会計年度は4月1日から、翌年3月31日とする。

第10条（予算）

予算は、総会において承認を得なければならない。

第11条（決算）

決算報告は、会計監査の監査を受け総会において承認を得なければならない。

第12条（会費の返還）

徴収した会費は、構成員が途中で脱会した場合でも返還しない。

第三章　役員

第13条（種類）

この団体に次の役員を置く。

1. 会長　　1名　　（保護者）
2. 副会長　　3名以上　（保護者2名以上、教員1名）
3. 書記　　4名以上　（保護者2名以上、教員2名）
4. 会計　　4名以上　（保護者2名以上、教員2名）

第14条（選出方法）

役員は、構成員の中から選出し、総会の承認を得て就任する。

選出方法については、役員・会計監査選考に関する規程にて定める。

第15条（任期）

役員の任期は、4月1日から、翌年3月31日までとするが再任を妨げない。

ただし、後任が就任するまではその任にあたる。

第16条（任務）

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長はこの団体を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはそれを代行する。
3. 書記は総会並びに運営委員会の議事を記録保管し、この団体の庶務を行う。
4. 会計は会計事務を処理し、監査を経て総会において決算報告を行う。

第17条（役員会）

役員会は次の通り開かれる。

1. 役員会は役員で構成され、必要に応じて会長によって招集される。
2. 役員会は総会、運営委員会の原案を作成し、緊急事項および総会、運営委員会における決定事項を処理する。

第四章　会計監査

第18条（種類）

この団体に次の会計監査を置く。

1. 会計監査　2名以上　（保護者2名以上）

第19条（選出方法）

会計監査は、構成員の中から選出し、総会の承認を得て就任する。

選出方法については、役員・会計監査選考に関する規程にて定める。

第20条（任期）

会計監査の任期は、4月1日から、翌年3月31日までとするが再任を妨げない。ただし、後任が就任するまではその任にあたる。

第21条（任務）

会計監査の任務は次の通りとする。

1. この団体の会計を監査し、意見書を添えて結果を総会に報告する。
2. 会計監査は役員および委員を兼務できない。

第五章　推薦委員会

第22条（任務）

役員、会計監査を構成員の中より推薦するために推薦委員会を置く。

第23条（規程）

構成および推薦方法等は、別に役員・会計監査推薦に関する規程にて定める。

第六章　総会

第24条（決議事項）

総会は、この団体の最高議決機関であり、毎年度始めと終わりに会長の招集によって総会を開催し、次のことを行う。

1. 新年度の役員、会計監査の承認
2. 前年度の活動報告ならびに決算報告の承認。
3. 新年度の活動計画ならびに予算案の承認。
4. その他重要事項の承認。

第25条（運営）

総会の運営は次の通りとする。

1. 総会は構成員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議長は互選によって決定する。
2. 議決は出席者の過半数の同意を必要とし、同数の場合は議長が決定する。

第26条（臨時総会）

臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合または、全構成員の5分の1以上の要求があった場合に、会長によって召集される。

第七章　運営委員会

第27条（運営）

運営委員会は総会に継ぐ議決機関であり、随時開かれ次の通り運営される。

1. 運営委員会は役員、学級委員長・副委員長、専門委員長・副委員長によって構成され、議長、副議長は互選によって決定する。
2. 運営委員会は、役員会が必要と求めた場合随時開催される。
3. 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第28条（審議事項）

運営委員会での審議事項は次の通りとする。

1. 各学級PTA、専門委員会の活動計画を検討する。
2. 総会に提出する活動計画案、予算案を検討する。
3. この団体の運営上必要な事項について審議・決定する。

第八章　学級PTA

第29条（運営）

学級PTAはこの団体の活動の基礎であり、保護者と教職員の協力のもと開かれ次のように運営される。

1. 学級PTAは次の委員を選出する。
   但し、6学年については、②専門委員のうち、安全委員、広報委員、成人委員の選出を希望者のみとする。

   ①　学級委員　2名（委員長1名、副委員長１名）
   ②　専門委員　校外委員、安全委員、広報委員、成人委員、図書管理委員は委員会の定数に応じて選出。
   ③ その他　各学級に二葛西まつり実行委員、6 学年のみ卒業対策委員をおくものとする。
2. 学級委員長の任務は次の通りとする。
   ① 学級PTA全般を総括する。
   ②運営委員会に出席する。
   ③必要に応じて活動連絡会に出席する。
3. 学級PTA委員は所属する各委員会と緊密な連絡を取り、学級PTAの運営を行う。
4. 学級PTAは随時開くものとする。また、必要に応じて各委員会の行事に積極的に参加、協力する。

第30条（活動連絡会）

各学級PTAの活動状況を連絡・調整するために活動連絡会を置く。

1. 活動連絡会は他の学級PTAとの意志の疎通をはかるために、互いに連絡を取り合い開催される。
2. 活動連絡会は学級委員長・学級副委員長と教員によって構成される。

第九章　専門委員会

第31 条（種類）

この団体の目的を達成するため、次の委員会を置き随時開くものとする。

1. 校外委員会
2. 安全委員会
3. 広報委員会
4. 成人委員会
5. 図書管理委員会

第32条（活動）

各委員会の活動と任務は次の通りとする。また、各専門委員会は、各学級から選ばれた委員と教員の代表で構成され、委員長は互選によって決定する。

1. 校外委員会

   校外委員会は、児童の交通安全等、校外生活全般の向上を推進し、健全育成につとめる。

2. 安全委員会

   安全委員会は、関係各種団体と連携し、通学路の安全点検を行ない、児童の安全を確保する。

3. 広報委員会

   広報委員会は、機関紙等の発行によってPTA活動の状況を報道するとともに、構成員の啓発および学校と家庭との連絡につとめ、構成員相互の連携を深める活動を行う。

4. 成人委員会

   成人委員会は、スポーツ・文化活動等を通して構成員相互の健康と教養の向上に努める。

5. 図書管理委員会

   図書管理委員会は、メディアコーナーの整理整頓、各学級の図書選定を行う。

第十章 付則

第33条（校長の出席）

校長は全ての委員会・集会に出席して指導助言できる。

第34条（顧問）

この団体に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第35条（欠員の補充）

役員、会計監査に欠員が生じた場合は、会長が推薦し運営委員会の承認を得て補充できる。なお、前任者の残任期間を任期とする。

第36条（規約の改正）

この規約の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。また、この団体の運営について必要な規程細則は、規約に反しない限り運営委員会で定めることができる。

第37条（慶弔規程）

構成員の慶弔については、別に慶弔規程にて定める。

第38条（変更履歴）

本規約は、昭和60年4月1日より効力を発生する。

平成 9年4月 1日一部改正
平成15年5月 9日一部改正
平成20年3月31日一部改正
平成21年3月31日一部改正
平成21年5月31日一部改正
平成25年5月31日一部改正
平成26年3月11日一部改正
平成29年3月31日一部改正
令和 2年3月31日一部改正
令和 4 年3月31日一部改正
令和 5年3月31日一部改正
令和 6年3月31日一部改正

役員・会計監査推薦に関する規程

第一章　総則

第1条　（目的）

この規程は、PTA規約第22条に基づくものであり、PTA役員（以下役員と略す）・会計監査の選考並びにその手順については、本規程の定めにより行うこととする。

第二章　推薦委員会

第2条（任務）

PTA会長（以下会長と略す）より依頼を受け次年度の役員・会計監査候補を推薦する。

第3条（構成）

1. 役員
2. 学級委員長・副委員長、専門委員長・副委員長
3. 副校長

第4条（手順）

候補者の推薦は以下に示す手順で行う。

1. 会長は推薦委員会を招集する。
2. 会長は留任者の意思確認をする。
3. 随時推薦委員会を開催し、役員候補者の情報収集と候補者の意思確認をする。
4. 推薦委員会は留任希望者と役員候補者を合わせ名簿を作成する。
5. 運営委員会で発表する。
6. 3月総会に議案提出し、承認を受ける。

第三章　付則

第5条（守秘義務）

1. 推薦委員会の作業を円滑に行うため、推薦の過程は非公開とする。
2. 推薦委員は作業遂行上知り得た情報に守秘義務を負う。

第6条（改廃および解釈の疑義）

この規程に解釈の疑義を生じたときは、役員会で協議し、改廃は運営委員会の承認を得なければならない。

第7条（変更履歴）

この規程は、平成25年6月1日から効力を発生する。

令和3年3月10日一部改正

慶弔規程

第一章　総則

第1条　(目的)

この規程は、PTA規約第36条に基づくもので、慶弔金の支払いはこの規程の定めるところによって行うこととする。

第二章　慶弔金の取り扱い

第2条　(金額)

弔慰金は下記の通りとし、一般会計の慶弔費より支出する。

(単位:円)

	弔　事		
	本人	配偶者	父母
児童	*10,000	―	―
構成員	*10,000	*10,000	―
職員	*10,000	―	―
顧問	*10,000	*5,000	*5,000
校医	*10,000	―	―

*葬儀用生花を20,000円(税込み)を限度として手配する。

(注)　・児童:在校生のみ。

第3条　(支払期限)

慶弔金の支払いの対象となる事由が生じた日から、3ヶ月以上経過した場合は無効とし、支出の対象としない。

第4条　(参列者または使者)

PTAを代表して下記の者が参列者または使者となる。その際、個人的に慶弔金を用意する必要はない。

1. 葬儀
   - ① 児童・構成員の場合　　役員、当該学級委員
   - ② 職員の場合　　役員、当該学級委員
   - ③ その他の場合　　役員
2. お見舞い
   役員、学級委員(学級に関わる場合のみ)の代表者または、それに代わる者。

第三章　付則

第5条　(改廃および解釈の疑義)

この規程の改廃を行う場合および、解釈の疑義が生じた場合は役員会で協議、決定する。

第6条　(変更履歴)

本規程は、昭和60年4月1日より効力を発生する。

平成15年4月　2日一部改正
平成18年4月　3日一部改正
平成26年3月11日一部改正
平成28年3月　9日一部改正
令和　5年3月31日一部改正

《資料》

1. PTAの誕生

昭和21年3月米国教育使節団が来日、日本社会の徹底した民主化を図るため、その基盤となって社会を支えてきた教育について抜本的な改革を進めようとしました。

GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)は、一般成人に対して民主主義の理念を啓蒙する一つの方法としてPTAの設立と普及を奨励する方針を掲げ、文部省社会教育局にアメリカのPTA資料を提示し、日本におけるPTAの結成を指導しました。

昭和21年10月、文部省内に「父母と先生の会委員会」が設置され、父母、教育者、学識経験者、文部省職員が調査審議を重ねると共に関係者に対してPTAの設置奨励を始めることにしました。

昭和24年3月、第二葛西小学校でも「後援会」を改め「第二葛西小学校PTA」が結成されました。初代会長は白樫源蔵氏で当時校舎の窓にガラスがなく、江戸川区の教育課に陳情に通い白樫氏の努力の末全教室にガラスが入ったそうです。

校長室には歴代のPTA会長の写真が飾られています。

2. PTA総会

PTAにおける最高議決機関で、本校では毎年度始め(4月)と終わり(3月)に会長の招集によって開催されます。

新役員の承認、1年間の活動予定・予算の承認、前年度の活動報告・会計報告が議題として提起され討議を行います。ここで承認された内容を基に1年間の活動がスタートします。

3. 役員と委員

混同しやすい言葉ですが、役員とは本部役員のことで、会長、副会長、書記、会計、のことを指します。会計監査はその役割の性格から役員ではありませんが、活動に関わる予算の執行状況を監査します。

委員とは、学級から選出される、学級委員長、副委員長、校外委員、安全委員、成人委員、広報委員、図書管理委員、二葛西まつり実行委員、卒業対策委員、のことを言います。

4. おやじの会

昭和61年、「父親として、子供たちのために何かできることをしよう」と、当時のPTA会長須賀清次さんが中心となり誕生しました。

「一人では何もできないが、おやじが集まれば何かできることがあるだろう」と多くの父親が参加しました。

以来、運動会の準備、夏休みの夜間パトロール、二葛西まつり、6年生を送るもちつき大会等々PTA活動の縁の下の力持ちとして様々な局面で活躍しています。

5. 二葛西まつり

6年生が参加する江戸川区陸上競技大会のユニフォーム購入の費用を集めるために開いたバザーで、おやじの会が焼きそばを売り始めたのがきっかけで「おまつり」になりました。

始めは「二葛西小まつり」でしたが、当時の福島校長先生が「～小まつり」では小さなお祭りみたいだからと「小」を取って「二葛西まつり」となり、今では、PTAが主催する一大行事となりました。

発足当時の主旨を受け継いで、まつりの収益は子供たちのための備品購入に役立てています。

6. 6年生を送る餅つき大会

卒業式を目前控えたある日、おやじの会のメンバーが集まり「昔の葛西では、正月前にどこの家でも餅つきをし、子供たちも餅つきを楽しみにしている、卒業する子供たちのはなむけに餅つきをしよう」と、おやじの会が中心となり「6年生を送る餅つき大会」が開かれ以来恒例の行事となっていました。現在は新型コロナウィルス感染症の影響もあり、6年生を送る餅つき大会は行っておりません。

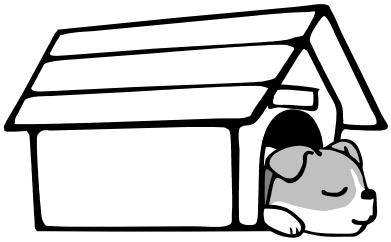

発行・文責　江戸川区立第二葛西小学校PTA

平成8年4月発行
平成9年4月改訂
平成10年4月改訂
平成11年4月改訂
平成13年4月改訂
平成14年4月改訂
平成15年5月改訂
平成16年5月改訂
平成17年4月改訂
平成18年4月改訂
平成20年3月改訂
平成21年3月改訂
平成21年5月改訂
平成23年3月改訂
平成25年5月改訂
平成26年3月改訂
平成28年3月改訂
平成29年3月改訂
令和2年3月改訂
令和3年3月改訂
令和4年3月改訂
令和5年3月改訂
令和6年3月改訂